

令和5年度砂利採取業務主任者試験実施要領

1. 試験の日時 令和5年11月10日（金）午前10時から正午まで
2. 試験実施場所 和歌山県田辺市新庄町3353番地の9
和歌山県立 情報交流センターBig・U 研修室3
3. 試験科目 筆記試験
 - ① 砂利の採取に関する法令
 - ② 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む）
※出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題は15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とする。
4. 受験手続
 - ① 提出書類等
 - ア) 受験願書 1通
 - イ) 写真 1枚
縦6センチメートル、横4センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
なお、写真は受験願書の裏に貼付して提出すること。
 - ウ) 受験手数料 和歌山県証紙7,600円
消印はせずに受験願書に貼付して提出すること。
 - エ) 受験票送付用封筒 1通
受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記載すること。
なお、受験票送付用の切手の貼付は不要とする。
 - ② 提出先
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目一番地
和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課 砂利採取業務主任者試験係
電話番号 073-441-3132
 - ③ 受験願書等の提出期間
 - ア) 持参の場合
令和5年10月2日（月）から同月16日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までの間。
 - イ) 郵送の場合
令和5年10月2日（月）から同月16日（月）までの間のいずれかの日の

消印があるものを受け付ける。

④ 受験票の交付

受験願書を受理した場合は、提出期間終了後に受験票を交付する。

なお、受験票が11月1日（水）までに到着しないときは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで連絡すること。

5. 合格者の発表等

① 合格発表日

令和5年11月30日（木）

② 発表の方法

合格発表日の午前10時に和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に合格者の受験番号を掲示するとともに、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）にて公開する。また、受験者に対し郵送により可否を通知する。

6. 試験結果の情報提供

この試験の結果については、受験者本人の申出により、情報提供を受けることができる。

情報提供を希望する場合は、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課に申し出ること。

申出の期間は、令和5年11月30日（木）から同年12月28日（木）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。

7. その他

① 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において、令和5年8月29日（火）から同年10月16日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に配布する。

また、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課ホームページからもダウンロード可能とする。

② 受験者は、試験開始30分前から入室できるものとし、10分前には着席すること。遅刻は試験開始後30分までは認めるが、それ以降の受験は原則として認めない。

試験途中の退室については、試験開始40分後から終了10分前まで認めるが、退室時には答案用紙を提出することとし、再入室は認めない。

③ 試験問題は、試験開始から40分を経過した後に、受験者本人に限り持ち帰りを認める。

- ④ 天候、交通機関等の都合により試験の実施ができない場合は、別途知事が指定する日に試験を実施する。
- ⑤ その他試験に関する問合せは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課まで行うこと。